

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和6年5月24日
国立大学法人京都教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結ができるように取り組んだ。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電力供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物の設計業務について、環境配慮型プロポーザル方式を実施する案件はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づきグリーン調達を更に推進した。
- 環境省主催のグリーン購入法基本方針並びに環境配慮契約法基本方針に関する説明会資料を受領した。